

英国のルール占領政策の展開（1945～46年）

——戦後ヨーロッパ統合の起源をめぐる一考察——

中 屋 宏 隆

は じ め に

第二次世界大戦の対独戦が終了した1945年5月8日以降約一年半にわたって、ドイツ最大の工業地帯であるルール地域は英国によって占領された。ルール地域をめぐる問題は、1947年の英米経済統合地区（Vereinigtes Wirtschaftsgebiet, 以下統合地区と略）成立後、周辺関係各国の政策が複雑に交錯しながら進展した。その後、シューマン・プランを契機としてルール地域がヨーロッパ統合の核となることで一定の解決をみたことは周知の事実であるが¹⁾、1945年から1946年末までの英国単独占領期は、その前史として重要な位置を占めていると考えられる。確かに英国自体は、シューマン・プラン交渉には参加することなく、その後設立されたヨーロッパ石炭鉄鋼共同体へ参加することもなかったが、戦後直後という極めて重要な時期に、ルール地域を単独占領したのは英国であった。その占領政策が後のルール地域をめぐる問題に何らかの影響を与えてはいないかを検討することは、ヨーロッパ統合の起源を考察する上で一つの課題と言えるであろう。

先行研究において英国のルール占領政策は、戦後英国によるドイツ占領政策の一部として検討されてきた²⁾。中でもルール地域の基幹産業を社会化しよう

1) シューマン・プランについては、さしあたり拙稿「シューマン・プラン交渉過程からみるヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立条約調印の意義（1）」『経済論叢』第179巻5・6号，2007年5・6月，82-96ページを参照。

2) 英国のドイツ占領政策の包括的研究は，Claus Scharf & Hans-Jürgen Schröder (Hrsg.), /

としていた英国の政策は多くの研究者の研究対象となってきた³⁾。これらの研究は、英国による社会化案の立案とその実現にむけての動向やドイツ人からの影響などを分析し、占領期における社会化実現へのプロセスを明らかにするものであった。しかしながら、それらの研究群は社会化問題に拘泥するあまり英国のルール占領政策の展開が後のヨーロッパ統合との関連でどういった意味を持っていたかについては明らかにしてこなかった。そもそも英国のドイツ占領政策といった場合、戦後史の中でも冷戦史の枠組みで検討されてきており、ルール地域をめぐる問題も冷戦の起源を考察する上で言及されることがほとんどであった⁴⁾。近年、ヨーロッパ統合史への関心の高まりもあり⁵⁾、連合国によるドイツ占領期から統合の起源を考察する研究も出されているが⁶⁾、英国のルール

、*Die Deutschlandpolitik Grossbritanniens und die britische Zone 1945-1949*, Wiesbaden, Franz Steiner Verlag, 1979, Dietmar Petzina und Walter Euchner (Hrsg.), *Wirtschaftspolitik im britischen Besatzungsgebiet 1945-1949*, Düsseldorf, Schwann, 1984, Josef Forschepoth & Rolf Steininger (Hrsg.), *Britische Deutschland- und Besatzungspolitik 1945-1949*, Paderborn, Schöningh, 1985, Ian Turner (ed.), *Reconstruction in Post-War Germany: British Occupation Policy and the Western Zones, 1945-55*, Oxford etc., BERG, 1989 などが挙げられるであろう。

3) Rolf Steininger, „Reform und Realität Ruhrfrage und Sozialisierung in der Anglo-Amerikanischen Deutschlandpolitik 1947-1948“ *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Jahrgang 27, Heft 2, 1979, S. 167-240, Horst Lademacher, „Die britische Sozialisierungspolitik im Rhein-Ruhr-Raum“ in *Britische Deutschland- und Besatzungspolitik 1945-1949*, Hrsg. von Josef Forschepoth & Rolf Steininger, Paderborn, Schöningh, 1985, S. 101-117, Wolfgang Rudzio, „Das Sozialisierungskonzept der SPD und seine internationalen Realisierungsbedingungen“ in *Britische Deutschland- und Besatzungspolitik 1945-1949*, Hrsg. von Josef Forschepoth & Rolf Steininger, Paderborn, Schöningh, 1985, S. 119-134. 社会化問題を「社会的市場経済」の生成過程に位置づける近年の研究としては、James Van Hook, *Rebuilding Germany: The creation of the social market economy, 1945-1957*, Cambridge etc., Cambridge University Press, 2004 を参照。

4) 冷戦史におけるドイツ占領政策やルール地域を論じた研究は多いが、さしあたりポスト修正主義の研究としては、Oswald Post, *Zwischen Sicherheit und Wiederaufbau: Die Ruhrfrage in der alliierten Diskussion 1945-1949*, Giessen, Focus Verlag, 1986, Anne Deighton, *The Impossible Peace: Britain, the Division of Germany and the Origins of the Cold War*, Oxford & New York, Oxford University Press & Clarendon Press, 1990, Carolyn Woods Eisenberg, *Drawing the Line: The American decision to divide Germany, 1944-1949*, Cambridge etc., Cambridge University Press, 1996 などが挙げられる。

5) ただし、関心の中心は史料の公開の進展を受けた1960年代の研究が中心である。例えば、Antonio Varsori (ed.), *Inside the European Community: Actors and Policies in the European Integration, 1957-1972*, Baden-Baden & Bruxelles, Nomos & Bruylant, 2006 などを参照。

6) 本稿と最も関心が近いと考えられるのは、Carsten Lüders, *Das Ruhrkontrollsystem: Entstehung und Entwicklung im Rahmen der Westintegration Westdeutschland 1947-1953*, /

占領政策に対して戦後ヨーロッパ統合史の視角から本格的な検討を加えたものは見受けられない⁷⁾。

以上のように先行研究を分析した結果、改めて本稿の課題を提示すると、これまでの社会化を中心としたルール占領政策史や冷戦史などの研究蓄積を踏まえ、戦後ヨーロッパ統合史の一起源として英国のルール占領政策を再構成することである。特に英国の政策は、フランスやソ連のルール占領政策といかなる違いがあり、それは後のヨーロッパ統合においてどういう意味を持ったのかを明らかにしたい⁸⁾。以下では、第Ⅰ節でアメリカのモーゲンソー・プランの英国へのインパクトから1945年の連合国のルール占領をめぐる政策を概観し、第Ⅱ節では1946年に本格化する英国のルール占領政策を検討し、最後に英国のルール占領政策の意義について述べることにしたい。

7) Frankfurt & New York, Campus Verlag, 1988, John Gillingham, *Coal, Steel, and the Rebirth of Europe, 1945-1955: The Germans and French from Ruhr Conflict to Economic Community*, Cambridge etc., Cambridge University Press, 1991 の研究が挙げられる。前者は、全編を通じて連合国の占領政策と戦後ドイツの西側統合について論じたもので、後者の第3章は主に西ヨーロッパ貿易網の再建と統合を論じたものである。また、細谷雄一「ウィンストン・チャーチルにおける欧州統合の理念」『北大法学論集』第52巻第1号、2001年5月、71-117ページは、英国のルール占領政策とは直接関係ないが、チャーチルの統合思想がヨーロッパ審議会設立に結実する過程を分析しており、英国のヨーロッパ統合史における一つの役割が明らかにされている。

7) 本稿でいう戦後ヨーロッパ統合史とは、いわゆるシューマン・プランを起点とする通説的な理解を基本とするものである。筆者の関心事は、そのシューマン・プランがどういった時代背景をもとに登場してきたかである。その上で核となる視角が連合国のドイツ占領政策との関連性を重視するというものである。

8) 本稿で主に用いられる史料は、英国閣議史料 Cabinet Papers, series three: CAB128 & CAB129, Part1: The Attlee Government August 1945-October 1951, Adam Mathews Publications, 1996 である。Reel. 1-3 は京都大学文学部図書館, Reel. 4-15 は東京大学経済学部図書館にて閲覧・収集した。以下、CAB と略記する。特に1946年後半の閣議史料にみるルール占領政策の展開は、先行研究でも全面的に検討されていない。また、この史料を補う形で、英国の外交史料である *Documents on British Policy Overseas, Series I, Volume V: Germany and Western Europe 11 August -31 December 1945*, London, Her Majesty's Stationary Office, 1990 を使用した。以下、DBPO と略記する。

I モーゲンソー・プランと1945年における 連合国のルール占領政策の立案

1 モーゲンソーからケインズへ

1944年半ば、アメリカ財務省によって作成されたモーゲンソー・プランが、ルール地域を農業地帯に変えようと企図していたのはよく知られている事実である。この案は1944年9月の第二次ケベック会談で、アメリカ大統領ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) と英国戦時内閣首相チャーチル (Winston Churchill) に承認され、戦後の連合国ドイツ占領政策の指針となりかけた。しかしながら最終的には、モーゲンソー・プラン決定の経緯がアメリカのメディアにリークされ、ドイツ人に過度に懲罰的な内容のプランへの反対世論が高まる中、ルーズベルト自身が立場を翻し、アメリカのドイツ占領政策は、国務省・陸軍省が従来から構想していた復興路線へと回帰することになった。その後、ルーズベルトが在任中に病没したこともありモーゲンソー・プランは実現しないまま、闇へと葬り去られることになった⁹⁾。

以上の経緯については、先行研究においても詳しいが、問題は当時英国がそうしたアメリカの動向を見守る中どのように動いていたのだろうか、ということである。ここで注目したいのは、当時英国大蔵省にあって、戦後の安定した通貨金融システム構築に向けて奔走していた経済学者のケインズ (John M. Keynes) のモーゲンソー (Henry Morgenthau Jr.) とのやり取りである。両者

9) モーゲンソー・プランは先行研究においても度々言及されてきた。さしあたり、Werner Abelschauser, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, München, C. H. Beck, 2004, S. 63-65, Rolf Steininger, *Deutsche Geschichte seit 1945: Darstellung und Dokumente in vier Bänden, Band 1: 1945-1947*, Frankfurt am Main, Fischer, 1996, S. 41-45 (以下、この文献を引用する場合は *Deutsche* と略記する)、加藤栄一「国際通貨制度の改革構想」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革 第2巻——国際環境——』東京大学出版会, 1974年) 398-402ページ、眞鍋俊二『アメリカのドイツ占領政——1940年代国際政治の流れのなかで——』法律文化社, 1989年, 3-30ページを参照。また河崎信樹「H・L・スティムソン (H・L・Stimson) とアメリカのドイツ占領政策構想——モーゲンソープランへの批判 (1944年8月～10月) を中心として——」『調査と研究』第28号, 2004年4月, 73-87ページでは、モーゲンソー・プラン立案から最終的に破棄される過程について一次史料を用いて全面的な再検討が加えられている。

は所属部局の関係で以前から面識があり、戦後のドイツの国際秩序における位置付けについても、議論を交わしていた¹⁰⁾。モーゲンソー・プランについても、ルーズベルトが暫定的に翻意したとされる1944年9月末直後の10月初めに、モーゲンソーから直接ケインズ宛にプランの全文が送付され、検討について打診されていた。つまり、モーゲンソー自身は、ルーズベルトが翻意した後もプラン実現を諦めず、その機会を窺っていたことが推察される¹¹⁾。

そもそもモーゲンソー・プランは、タイトル「ドイツが第三次世界大戦を開始するのを防止するためのプログラム」というもので、二度と世界大戦を引き起こさないという願いのもと計画されたものであった。計画の背後には対ソ戦略と対英援助という外交政策上の合理的な目的があったというのは昨今の研究でも明らかにされているが¹²⁾、ケインズもこの書簡を受取ったとき、決して粗雑な作りの案とは考えなかった。全14項からなるモーゲンソー・プランは、ケインズにとってそのほとんどの部分は共感できるもので、特に第8項と第14項については強い同感を示していた。しかし、彼にとって問題となったのは、まさにルール地域を農業地帯化しようとする第4項であった。ケインズは、農業地帯化が目指されている地域が非常に広大であり人口も多いことに言及しながら、プラン実施後にこの地域の人々の生活がどうなるかが明らかでないことを危惧していた。それゆえに、この項が非常に他からかけ離れた内容となり、他の有益な項がまともな扱いを受けていない状況になっているとケインズは考えていた。以上のように、ケインズの受け止め方は冷静で、9月中アメリカで激しく交わされたモーゲンソー・プランの是非をめぐる感情的な議論とはやや距

10) Donald Moggridge (ed.), *Activities 1944-1946: The Transition to Peace (The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. XXIV)*, London etc., The Macmillan Press, 1980, p. 133, p. 135.

11) Donald Moggridge (ed.), *Activities 1941-1946: Shaping the Post-War World, Bretton Woods and Reparations (The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. XXVI)*, London etc., The Macmillan Press, 1980, pp. 376-380. (以下、この文献を引用する場合は *Activities 1941-1946* と略記する。)

12) 河崎信樹「H・モーゲンソー (Henry Morgenthau Jr.) とアメリカのドイツ占領政策構想——ルール地域をめぐる問題を中心に——」『アメリカ経済史研究』第3号、2004年9月、62ページ。

離感があったと言えるだろう¹³⁾。また本稿の課題との関連で注意しておきたいのは、この第4項はあくまでルール地域の農業地帯化を主張しているもので、全ドイツの農業地帯化を主張するものではなかったことである。先行研究や史料においてもモーゲンソー・プラン＝ドイツ農業国化と拡大解釈しているものが散見されるが、この14項からなる草案ではルール地域を農業地帯化することが記述されていたに過ぎない。その点は厳密に理解されるべきである¹⁴⁾。

モーゲンソーは、ケインズにプランの全文を送ると同時に近日中にこのプランの検討会を開きたい旨を伝えていたが、結局この会合は実現しなかった。そして、ケインズはその三ヶ月後、ルーズベルトとの会談を経て、ルール占領政策について言及する書簡を英国海軍省の人物に送付しているが、その文面には、当時検討されつつあった後述するレナーニア建国について言及され、英国ではルール地域をめぐってははまだ詳細な検討がなされていないと指摘されていた。このことは、モーゲンソー・プランが提出された1944年後半段階では、英国側に戦後のルール占領政策の確固たる指針は出来上がっていなかったことを示唆している¹⁵⁾。

2 ポストモーゲンソー・プランとしての英仏ソ・ルール占領政策

モーゲンソー・プランは実際の政策として実現しなかったが、ヨーロッパ戦線の連合軍勝利という趨勢が確定した中であって、戦後のルール地域をどのように国際政治経済秩序に位置づけるかについて、より具体的な構想を練る必要を関係する連合国に迫ったと言えよう。なぜなら、極端なドイツ弱体化案であるモーゲンソー・プランが、一時的であれ英米首脳により合意され、ケインズ

13) Moggridge, *Activities 1941-1946*, pp. 380-382.

14) CAB128/6, CM89 (46), No. 3 Germany Oct. 21 1946 の史料では、英国閣議内部でアメリカの占領政策をドイツ農業国化と概括している部分があり、こうした認識が後々までモーゲンソー・プラン＝ドイツ農業国化という拡大解釈をする一要因になったと考えられる。確かにルール地域の農業地帯化により、ドイツ地域の最大の工業地帯は破壊されるのでそれがドイツ農業国化に繋がるという解釈はできないわけではないが、ケインズのように冷静に解釈していた論者がいたことにも注意を払っておく必要があらう。

15) Moggridge, *Activities 1941-1946*, pp. 382-384.

に見たように政策立案関係者に程度の差こそあれ衝撃を与えたことは事実であり、改めてルール地域のヨーロッパ経済における重要性を関係各国に再認識させたと考えられるからである。

まず、最初に対応したのが英国であった。英国の外務大臣イーデン(Anthony Eden)は、自らの名前を冠したイーデン・プランを作成し、ポストモーゲンソー・プランを考える上での土台作りをしたと言える。イーデン自身は、モーゲンソーからルール農業地帯化案を草稿段階で聞かされた時は一時的に賛成を表明したが、先述したケベック会談で正式なモーゲンソー・プランを受取った時は態度を一変させ、チャーチルにその受入を拒否するよう申し入れたという¹⁶⁾。こうした態度の変化の理由は定かではないが、いずれにせよイーデンはモーゲンソー・プランに対して非常に関心があったことは間違いない。イーデン・プランとは、ドイツ地域を3～5個の国家に分割する案で、1945年の3月19日に閣議で表明されたものであった。ここでは、モーゲンソー・プランで国際ゾーンとされた地域がおおよそ半分にされ、フランスへの割譲部分がなくなり、ラインラントとルール地域を組み合わせると一つの国家が建設されるとされた¹⁷⁾。

また隣国のフランスは、どのような案を作成していたのか。それは、レナーニア・プランと呼ばれるものであった。このプランは、北はミュンスターから南はザールブリュッケンに至るまでのライン川を挟んだ地域に独立国家を建設し、ドイツとの緩衝地帯を建設しようとしたものである。レナーニア建国は、

16) Martin Gilbert, *Winston S. Churchill, Vol. VII: Road to Victory 1941-1945*, London etc., Heinemann, 1986, p. 965, コーデル・ハル、宮地健次郎訳『ハル回顧録』中央公論新社、2001年、253ページ。

17) Steininger, *Deutsche*, S. 44. なお、ドイツ分割案についてはモーゲンソー・プラン登場以前からアメリカと英国で検討されており、1945年以降の時期はドイツ分割方針にルール地域をどう位置づけるかという関心がより高くなったという見方も可能であろう。ドイツ分割の問題については、モーゲンソー・プランとの関係も含めて渡辺尚「ラントとブント——西ドイツ政治・経済空間の形成過程——」(諸田實・松尾展成・小笠原茂・柳澤治・渡辺尚・E. シュレンマー『ドイツ経済の歴史的空間——関税同盟・ライヒ・ブント——』昭和堂、1994年) 184-195ページに詳しい。

フランスでは以前から検討されていたが¹⁸⁾、ドイツ占領にフランスが参加できることが正式に決定したのはヤルタで英国の主張が認められた以降であり、レナーニア・ブランが本格的に表面化したのも1945年に入ってからであった。版図に限ってはイーデン・ブランとそれほど変わらないものであるが、その背景にあったのはフランスの軍事的安全保障の確立とルール地域に豊富に産出される石炭の自由な確保であった。特に1945年後半になると英国とルール周辺地域の扱いをめぐって交渉が行われるが、このレナーニア・ブランを基本としながら、半永久的な軍の駐留と国際的な監視下におくという考えを英国に提案して行くことになった¹⁹⁾。

そして、もう一つ重要な連合国であるソ連はどのようにルール地域を扱おうとしていたのか。ソ連の関心は、その地政学的な問題からドイツとポーランドとの国境問題に強い関心を示していたと言える。事実、ソ連は分割版図を作成するまでのルール占領政策を立案しておらず、英国やフランスに比べてルール地域への関心は相対的に低かったと考えられる。ただ、ルール地域が西側防衛の経済的拠点として利用されることには懸念を示していた。それゆえ、ルール地域の国際的な経済統制には興味を有しており、そこに自国も参加することで対独賠償問題の解決の一つとしてルール地域を利用しようとしていたということだけは確かであった²⁰⁾。

以上のように、モーゲンソー・ブラン登場以降、関係各国はルール地域について具体策を検討して行くことになったが、共通しているのはモーゲンソー・

18) Raymond Poidevin, „Die französische Deutschlandpolitik 1943-1949“ in *Die Deutschlandpolitik Frankreichs und die französische Zone 1945-1949*, Hrsg. von Claus Scharf & Hans-Jürgen Schröder, Franz Steiner Verlag, Wiesbaden, 1983, S. 15-17.

19) *DBPO*, No. 39: Mr. Bevin to Mr. Grey, Oct. 4 1945, pp. 175-177, *DBPO*, No. 47: Report on First Informal Anglo-French Conversation concerning the Rheinland and Ruhr, Oct 12 1945, pp. 208-213.

20) CAB129/9, CP (46) 156, The Future of Germany and the Ruhr, The Soviet Attitude, p. 9, Mar. 11 1946. 岩田賢司「ソ連のヨーロッパ政策——対独コンテキストから冷戦コンテキストへ——」(石井修編『1940年代ヨーロッパの政治と冷戦』ミネルヴァ書房, 1992年) 58-69ページも参照。

プランで組上に挙げたルール地域の農業地帯化は、英仏ソのどの政策においても排除されているということである。英仏ソにとっては、極端なドイツ弱体化政策は、疲弊する自国の経済にとっても打撃を与えることは想像されたことであり、より実現可能な政策を採用することが、1945年初頭から具体化していくルール占領政策の基本方針であったと言える²¹⁾。

3 ヨーロッパ戦線の終結からアトリー労働党政権の誕生へ

ドイツ地域の分割占領が最終的に決定されたのは、1945年2月のヤルタ会談である。ここで、英国はルール地域を包含する北西ドイツ地域を自占領地区にすることを交渉で勝ち取った²²⁾。その後5月にベルリンが陥落し対独戦が終結すると、英国は7月に総選挙を実施した。ここで戦時内閣を主導した保守党は予想外の大敗を喫し、政権をアトリー (Clement Attlee) 率いる労働党に譲り渡してしまった。そこで外務大臣を務めたのが、労働組合での活動経験が豊富なベビン (Ernest Bevin) であった。もともと外務大臣には、ドールトン (Hugh Dalton) の就任が予想されていたが、ベビンはテヘラン会談やヤルタ会談にも出席していたし、労働組合での経験から交渉術にも長けており、戦後の難局を乗り切るために当初の予定は変更されたのであった²³⁾。

この政権交代で問題となるのは、チャーチル内閣とアトリー内閣の外交方針の変化であるが、大きな軸としては次のことを押さえておく必要がある。まず、

21) モーゲンソー・プランを立案した当時者であるアメリカは、ルール地域を英国占領地区に編入した以上は英国の方針に従っていた。事実、アメリカ軍政府内部では史料を見るかぎり、石炭の問題が時節議論される程度で、英国のルール占領政策への干渉を議論するといった記録は見られない。もちろん、連合国管理理事会での協議や国務省による今後の政策立案の動きはあったが、基本は英国の動向を注視していたと言える。アメリカ軍政府の記録は京都大学経済学部図書館所蔵のマикро資料 Minutes of the Division Staff Meetings of the U. S. Group Council for Germany and the Office of Military Government for Germany, 1944-1949, National Archives Microfilm Publications, 1979, Roll. 1&2 を参照。加えて、John Gimbel, *The Origins of the Marshall Plan*, California, Stanford University Press, 1976, pp. 154-166 も参照。

22) 紀平英作「西ドイツ成立への道——アメリカの対ドイツ占領政策に沿って——」(紀平英作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』京都大学学術出版会、2004年) 205-206ページ。

23) 外務大臣がベビンに任命された経緯は、関嘉彦『イギリス労働党史』社会思想社、1969年、249-250ページを参照。

チャーチル外交の大きな課題は2つあったということである。第一に、戦後予想されるソ連の台頭の下で英ソ間にヨーロッパの勢力圏問題で合意を得ること、第二に、アメリカの反植民地主義に屈することなく帝国を存続させ同時に英米同盟も持続させることであった。これは総選挙後アトリー政権が成立しても変わらぬ基本軸として存在したと言ってよい²⁴⁾。この基本軸に、ベビンが外務大臣に就任したことで、「第三勢力構想」が政策方針に加わり、1940年代後半の英国外交を形作っていくことになった。第三勢力構想とは、英仏協調を基軸にした西欧ブロックと英連邦とを組み合わせることで、アメリカとソ連に対抗できる第三勢力形成を目指すべきとされた構想である。第三勢力構想は、実現はしなかったが、当時の英国外交政策の基本方針として確固たる存在感を持ち続けたのは確かであった。そうした政策決定過程の中枢にいたのが外務大臣のベビンであった²⁵⁾。

ただし、ベビンが外務大臣就任以前にどういったルール占領政策を構想していたかは定かではない。戦時の外交は保守党閣僚が中心であったことや、ベビンの外相就任が終戦前から予定されていたものではなかったからである。そうした中でベビンは、着任後まもなくしてルール地域で戦前から活動していた石炭シンジケートの幹部の逮捕に踏み切り、この地域の重要産業である石炭鉱業の状況把握に動き出した²⁶⁾。また、当時の炭鉱業の労働組合や接収された炭鉱の所有権問題についても専門スタッフと議論を重ねていたことを考えると²⁷⁾、1945年から1946年にかけて急激に変化する国際状況の中で、ベビンは今一度自身のルール占領政策を再構築して行ったということが推察される。

24) Deighton, *op. cit.*, pp. 11-35, 益田実「第二次世界大戦とイギリス帝国」(佐々木雄太編『世界戦争の時代とイギリス帝国』(イギリス帝国と20世紀 第3巻) ミネルヴァ書房, 2006年) 81-82ページ。

25) 当時のベビンの基本的動向については, Alan Bullock, *Ernest Bevin: Foreign Secretary*, New York & London, W. W. Norton & Company, 1983, pp. 119-354. また, 労働党政権全体の動向については, Kenneth O. Morgan, *Labour in Power 1945-1951*, London etc., Oxford University Press, 1984 を参考。

26) DBPO, No. 27: Sir Strang to Mr. Bevin, Sep. 14 1945, pp. 127-132.

27) DBPO, No. 62: Note of a discussion between the Secretary of State and the Chancellor /

II 1946年における英国のルール占領政策の展開

1 英ソ対立の先鋭化からノルトライン＝ベストファーレン州創設へ

英国は1945年総選挙で労働党が政権を獲得し、より親ソ的な政策をとるかと思われたが、実際はチャーチル率いる戦時内閣よりも対ソ強硬路線へと舵を取っていくことになった。1946年になるとその傾向はより強いものへ変わって行った。その大きな理由の一つが、ドイツ賠償問題であった。当時、ポツダム会談で取り決められたソ連占領地区からの英国占領地区への食糧供給がなされていない中で、英国占領地区の工場設備がソ連によって撤収されているという事態が進行していた²⁸⁾。それゆえ賠償問題を梃子にソ連がルール占領政策への関与を強めようとする動きを英国は警戒していた。1946年5月には、アメリカ占領地区からのソ連への賠償引き渡しが停止され英国もこれに追従するという事態の展開に、英米とソ連との対立がいつそう高まることになった²⁹⁾。

こうした中で英国独自のソ連対抗策の一つが、大幅な地域再編となるノルトライン＝ベストファーレン州（以下、NW州と略）の創設であった。ルール地域は元来労働者の勢力が強い地域で、その地域と北部の保守的な農業地帯であるベストファーレンを合わせた州の創設は、今後力のある巨大な州になる可能性を秘めたものであった。加えて、英国労働党が政権に就いたことで国内では基幹産業の国有化が押し進められており、これを英国占領地区にも導入する方針を労働党は持っていた。占領地区では国有化は社会化と呼ばれ、英国は受け皿となる公権力として州の成立を急いだとも考えられる³⁰⁾。さらにもう一点指摘するならば、NW州を創設することで将来的にはドイツ人によって構成される中央政府の下にルール地域は編成されることが示されており、事実上

of the Duchy of Lancaster, Oct. 29 1945, pp. 303-305, *DBFO*, No. 63: Field-Marshal Sir B. Montgomery to Control Office, Oct. 30 1945, p. 307.

28) CAB128/5, CM25 (46), No. 11 Germany: Future level of industrial production, Mar. 18 1946.

29) CAB128/5, CM48 (46), No. 1 Germany, May 16 1946.

30) CAB129/9, CP (46) 139, The Ruhr and Western Germany, Paragraph 5, Apr. 15 1946.

フランスのルール地域独立案はここに潰えたということも意味していた。つまり、NW 州の創設とは、ソ連への対抗策、社会化に向けてのドイツ人公権力の確立、フランスのレナーニア建国の否定という三重の意味があったと言える³¹⁾。

2 ルール占領政策の具体化

NW 州の1946年7月創設に向けた動きと並行して、ベピンを中心としたルール占領政策を立案するグループは、まず現状の問題点を検討することから開始していた。その大きな画期となったのが1946年3月11日閣議で、ここで改めてルール占領政策の再検討の必要性が決定された。このときベピンは「占領地区予算の不足支出に現在約1億ポンドが計上されており、ルール地域の産業水準規制を緩和すれば、英国政府の負担は2500万ポンドに軽減される」と指摘し、まず占領地区予算の改善を訴えていた。このことから、英国占領地区の財政問題と、ルール占領政策は密接に関係していたことがわかる³²⁾。翌4月17日に開かれた閣議では、これまでも繰り返し出てきたフランスのレナーニア建国案は受入れないことが確認され、英国独自案の作成に向けて動き出すことが閣議決定された³³⁾。

1946年6月に入ると前月のソ連占領地区への賠償引き渡し停止の措置を受けて、いよいよ英国のルール占領政策も本格化していった。6月6日の閣議では、英国占領地区財政を悪化させている問題として、石炭強制輸出の存在が初めて議題として取り上げられた。この議題を提起した石炭問題に詳しいランカスター公領相ハインド (J. B. Hynd) を含め閣議参加者のほとんどは、石炭強制

31) NW 州創設過程については、Rolf Steininger (Eingeleitet und bearbeitet), *Die Ruhrfrage 1945/46 und die Entstehung des Landes Nordrhein-Westfalen: Britische, französische und amerikanische Akten*, Düsseldorf, Droste Verlag, 1988 の導入 (S. 9-216) とそれ以降に掲載されている史料を参照。

32) CAB128/5, CM25 (46), No. 11 Germany: Future level of industrial production, Mar. 18 1946.

33) CAB128/5, CM36 (46), No. 3 Germany: Future of the Ruhr and Western Germany, Apr. 17 1946.

輸出モラトリアム発動に肯定的であったが、唯一ベピンは、フランスを始めとしてその他の西ヨーロッパの連合国はルール石炭を必要としていること、また英国がここで動きを見せることは対外的に得策ではないと指摘し、4月から休会を挟みながら進行しているバリ外相会談を見守ることを優先させることを説いた³⁴⁾。

さてその外相会談であるが、まずソ連外相モロトフ (Vyacheslav Molotov) がルール地域の連合国による経済統制を要請してきたが、ベピンはこれを実現したいのなら東部ドイツ工業地帯も同様な手法のもと経済統制されることが必要であろうと主張し、ソ連のルール占領政策に関与しようとする動きを牽制した。そして、もう一点重要であったのは、ベピンがこれまで閣議で検討されてきた賠償問題や占領地区財政問題を連合国に伝達すると、アメリカの国務長官バーンズ (James Byrnes) から英国との協力を考えているという意向が示されたことであった。これによって1946年12月に調印に至る統合地区成立に向けての動きが出て来たことである。この二点目については、7月25日の閣議で検討され、大幅な占領地区財政問題の改善に繋がることが示され、こういった形で統合地区の成立に向けて対応して行くかについてベピンに全権が委ねられることになった³⁵⁾。これ以降、ベピンはルール占領政策と統合地区成立の両重要政策立案実行の中心として活動して行くことになった。

3 石炭強制輸出問題から統合地区成立へ

1946年8月以降は、先述した石炭強制輸出問題の解決、ルール石炭鉄鋼業社会化案の作成、統合地区成立に向けたアメリカとの協議が並行して行われた。中でも石炭不足に陥っていた英国占領地区の石炭強制輸出の解決は急を要するものであった。当時石炭輸出に回されていたのは毎月95万トンであったが、これを35万トン減少して60万トンにまで引き下げる案を英国は準備していた。引

34) CAB128/5, CM56 (46), No. 3 Germany: Administration of the British Zone, Jun. 6 1946.

35) CAB128/6, CM73 (46), No. 4 Germany: Results of the Paris Discussions, Jul. 25 1946.

き下げられた量はアメリカ炭の輸入で補うとされた。高価なアメリカ炭での代替はフランスを中心とした輸出先にとっては、財政の圧迫をもたらすもので受け入れ難いものだった。それゆえ、英国にとって連合国管理理事会でのアメリカとの連携が重要であった³⁶⁾。アメリカはこの英国案に対して、即時導入は困難として、1946年10、11月はまず15万トン減らして、その後35万トン引き下げに移行するのがよいのではないかと提案してきた。アメリカとの協力が重要であった英国はこれを受け入れた³⁷⁾。

以上の石炭問題の暫定的解決の中、ベピンはルール石炭鉄鋼業社会化案の作成に動き始めた。10月の閣議では、産業水準の引き上げ論議とともに社会化の実施が事態の好転をもたらすと主張したベピンは、具体案の作成を開始した。ルール石炭鉄鋼業社会化とは、英国国内で勧められていた基幹産業の国有化を英国占領地区にも導入するというものであった。具体的な手法としては、まず英国の審査のもとドイツ人カストディアン (Custodian) を指名し、企業の管理運営に当たらせるという第一段階を経て、州政府か中央政府へのどちらかに権限委譲がなされるかが決定され次第、軍政府の経済統制下からドイツ人公権力のもとに編成するという第二段階に移行するものであった³⁸⁾。社会化は、以上の二段階を基本としたものであったが、特にアメリカがこうした社会化案に肯定的ではなかったので、石炭強制輸出量の削減ほどは進展の度合いは早くなかった。

この社会化案は、統合地区予算の議論とも関連して来る問題であった。1947年に発足予定とされた統合地区は計上された予算が2億5000万ポンドであり、英米の平等負担とされた。当初英国はアメリカの65%負担を要求していたが、バーンズに議会の承認が得られないとして却下された。アメリカはそれを受け入れるには、英国占領地区とアメリカ占領地区との交換の上、統合地区を形成

36) CAB128/6, CM79 (46), No. 2 Germany: Exports of Coal from the British Zone, Sep. 4 1946.

37) CAB128/6, CM80 (46), No. 1 Germany: Exports of Coal from the British Zone, Sep. 9 1946.

38) CAB129/14, CP (46) 422, Socialization of the Ruhr Industries, Nov. 13 1946.

することを提案してきたが、これは英国にとって受け入れられないものであった。それゆえ、英国はより細かい規定となる占領地区予算の7500万ポンド以上のドル決済は受け入れないこととアメリカの社会化案への干渉を禁止することを要求した³⁹⁾。アメリカはドル規定については反対したが、社会化については英国の要求を聞き入れる姿勢を見せた。こうしたアメリカの姿勢に閣内ではアメリカとの協力を急ぐことを懸念する意見もあったが、英国占領地区の財政問題を単独で解決することは困難であるというのが閣内の多数意見であった。最終的には、統合地区の成立実現に向けてアメリカの意見を受け入れるしか英国には選択肢はなかったと言えよう⁴⁰⁾。

1946年12月2日、ワシントンにて英米によってこれまで協議された内容は合意され、ヨーロッパ統合の初発点とも評価される統合地区は発足に向けて動き出した。石炭強制輸出問題や社会化の問題は依然進行中であったが、統合地区成立によりルール地域への経済政策にアメリカが直接関与する時期へと移行して行くことになった⁴¹⁾。

お わ り に

モーゲンソー・プランの登場を一つのインパクトとして動き始めた連合国のルール占領政策は、1945-46年にかけてルール地域を単独占領することになった英国主導のもとに進行した。フランスとソ連は、モーゲンソー・プランをやや現実的な方向へと修正し、英国のルール占領政策に関与をしようとした。しかし、これらは全て英国によって拒絶される。なぜなら、フランスとソ連の案は、将来的にルール地域をめぐる問題の最終決定をドイツ人から剝奪する可能性を含んでいたからである。社会化を軸とした英国のルール占領政策が仏ソの

39) CAB128/6, CM100 (46), No. 2 Germany: Financing of British and United States Zones, Nov. 25 1946.

40) CAB128/6, CM102 (46), Germany: Financing of British and United States Zones, Dec. 2 1946.

41) CAB128/6, CM102 (46), Germany: Financing of British and United States Zones, Dec. 2 1946.

政策を排除する方向で一貫していた大きな理由として、1945年英国の総選挙で労働党が政権を確保したことが挙げられるであろう。戦時内閣からの連続性はあったにせよ、改めて外交政策を構築して行く必要に迫られ、その中で出されたのがルール石炭鉄鋼業の社会化案であった。この案は保守党のチャーチル主導内閣が継続していたならば、決して浮上してこなかったであろう。その意味で、ベビン主導の労働党ルール占領政策と1944年にチャーチルがモーゲンソー・プランに賛成をしたような路線との間には大きな断絶が存在した。

当時の占領地区財政問題や石炭生産の低迷といった事実から英国のルール占領政策が当初の予想通りに進展しなかったのは確かであるが、社会化を核とした政策がドイツ人にこの地域の最終決定を委ねる方向性を維持したのは戦後ヨーロッパ統合史にとって大きな意義を有したと言えよう。なぜならその政策への英国の動きがあったからこそ、ドイツ人による最終決定という可能性が残り続けたのである⁴²⁾。通常、ヨーロッパ統合史とこの時期の英国との関係を論じる時に必ずと言っていい程引用されるのが、1946年9月チャーリッヒでのチャーチルによる「ヨーロッパ合衆国」演説である。しかし、戦後ヨーロッパ統合史を考察する上では、野党党首の一種パフォーマンスでしかない演説よりも、政権与党であった労働党のルール占領政策こそが、ルール地域をめぐるドイツ人の経済主権回復を実現したシューマン・プラン登場の前史として一つの意義を有したのであった。

42) この後の展開についてはさしあたり、拙稿「ワシントン英米石炭会議 (1947年) とルール石炭鉱業統制体制の構築」『社会経済史学』第73巻第1号、2007年5月、51-66ページを参照。